**ＶＲ活用による信濃川体験コンテンツ制作・活用業務委託**

**業務概要書**

**１　委託業務名**

ＶＲ活用による信濃川体験コンテンツ制作・活用業務委託

**２　総則**

（１）適応範囲

本仕様書は、ＶＲ活用による信濃川体験コンテンツ制作・活用業務委託 （以下、「本業務」という。）に適応する。

（２）通則

本業務は新潟市契約規則（昭和59年3月30日規則第 24 号）に基づく契約書及び本仕様書に基づき履行するものとする。

（３）一般事項

ア　受注者は、本仕様書に基づき本業務を実施すること。

イ　受注者は、業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

ウ　受注者は、発注者との間で協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもと業務を実施すること。

エ　受注者は、業務に着手したときは、発注者に対して業務着手届を提出するとともに、着手後は定期的に報告すること。

オ　本業務を再委託する場合は、事前に発注者に再委託業務選定報告書を提出し、発注者の承認を得ること。ただし、本業務における製作計画の作成、進行管理、品質管理、安全管理及び技術的指導に係る業務については、再委託を認めない。

カ　本業務に関する発注者との打合せは、市役所庁舎内またはオンライン会議にて行うこと。

キ　本業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者との間で協議を行い、指示を仰ぐこと。

ク　本業務の遂行 に伴い第三者に与えた損害は、本市の責めに帰すべきものを除き、受注者の責任において処理するものとする。

（４）打合せ及び記録等

ア　受注者は、本業務の履行に際し発注者と打合せを行う。

イ　打合せは、本業務の契約締結後、３回程度行うほか、進捗報告や整理、確認を行うことを目的に、技術的な打合せを実施する場合など、臨時に行う必要があると認められる場合、発注者又は受注者からの要請に基づき、適宜実施する。

ウ　打合せには、発注者が任意に本市の関係各課職員を同席させることができるほか、打合せに要する資料は、受注者が作成する。ただし、各回の打合せ次第や発注者からの指示内容を示す文書等については、発注者が作成する。

エ　打合せを実施した場合、受注者はその打合せ記録書を作成し、発注者へ提出し確認を受ける。なお、打合せ記録書の程度は、要旨レベルを見込み、全文を書き起こしするような詳細レベルでの作成を求めるものではない。

（５）守秘義務

ア　受注者は、本業務の実施過程で知り得た情報を業務の遂行以外の目的に使用又は第三者への提供をしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

イ　受注者は、発注者の許可なく本業務に係る情報の複製・転送等をしてはならない。

ウ　受注者は、取り扱う情報について事故が発生した場合は、すみやかに発注者に報告し、指示に従うものとする。

エ　情報の保護管理について、本市が求める場合は調査を受けなければならない。

オ　業務の実施に必要な貸与資料（書面・電子媒体）について、受注者は、本業務完了時に返却若しくは破棄・消去を確実に行うものとする。

カ　前各号に掲げる 事項に関する定めに違反した場合、本市は契約解除等の措置及び損害賠償請求をすることができる。

**３　業務目的**

令和４年８月に、大河津分水、関屋分水が通水して、それぞれ１００周年、５０周年を迎える。

本市においてはこの２つの分水により、やすらぎ堤が創出されたことをはじめ、大穀倉地帯への発展や各種社会インフラの整備、土地利用の高度化など、既に市民の皆さまにとっての日常の暮らしに根付く恩恵がもたらされている。

しかしながら市民の皆さまにとって、もたらされた恩恵が信濃川流域全体に広がり、その恩恵も幅広いこと、また既に日常生活に溶け込んでいることから、川と結びつく日常の暮らしへの恩恵を認識し、または体感する機会が限られていることが課題である。

この２つの分水がそれぞれ１００周年、５０周年を迎えることを契機として、この課題に対して、ＶＲ技術を活用することにより、時間や場所等の制約を超えて、市民の皆さまに５感を使った信濃川に関わる能動的な体験の機会を提供するとともに、信濃川とにいがたの歴史の再認識及びもたらされた恩恵や、河川・水辺の魅力を発見していただくことを目的として、本事業を実施する。

**４　業務履行場所**

本市が指定する場所（新潟市内）

**５　委託期間**

契約日から令和４年９月３０日まで

**６　業務の内容**

業務委託者（本市土木部土木総務課、以下「甲」）が委託する本業務について、業務受託者（以下「乙」）の行う業務は以下のとおりである。

　　　乙は、「３．業務目的」を踏まえ、ＶＲの特性を十分に生かしながら、業務による効果・効用を最大限発現させるよう業務に臨むものとする。

（１）ＶＲコンテンツの作成

　　　乙は、ＶＲを用いた川下りの体験を通じて、信濃川及びその流域の魅力、大河津分水・関屋分水を軸にした越後平野の歴史などを能動的に体感することができるＶＲコンテンツを作成する。

（２）ＶＲコンテンツを用いたＰＲ活動

　　　甲は、（１）で作成されたＶＲコンテンツを、ＹｏｕＴｕｂｅ等のＳＮＳプラットフォームに投稿する予定である。

　　　乙は、この前提に立ち、ＳＮＳを生かしたＰＲがより高い効果を発現するよう、オリジナルデザインによるＶＲゴーグルを作成する。

　　　予定数量：3,000セット

（３）ＶＲコンテンツのイベントでの提供

甲は、令和４年８月下旬にやすらぎ堤において、大河津分水通水１００周年、関屋分水通水５０周年を記念したイベントを実施予定である（別途業務委託等を予定）。

乙は、当該イベントにおいて、（１）により作成したＶＲコンテンツを活用し、イベントに来場する市民にＶＲコンテンツを提供するための備品等を準備し、また、イベント当日の運営サポートを行う。

①イベントの概要（想定）

　・主旨：やすらぎ堤創出に貢献した大河津分水、関屋分水が通水して、それぞれ100周年、50周年を迎える。これを契機として、さらなる水辺空間の利活用の推進を図り、水辺のあるにいがたらしい暮らしの魅力を高めるとともに、にいがたらしい暮らしを次世代へと継承していくべく、子育て世代等を主なターゲットとしてその魅力創出を行うイベントを開催するもの

・期間：令和４年８月下旬の３日間（例年開催の萬代橋誕生祭と同時期を想定）

　・場所：信濃川やすらぎ堤

②用意する備品類

　（1）ＨＭＤ　計５台

　　　１）用件

　　　（ア）Oculusquest2（MetaQuest2）と同等品以上を想定

　　　　　ただし、業務の目的に照らし、（２）で作成するコンテンツの効用を発現し得る

ＨＭＤである場合には、甲乙協議によりこれに依らないこともある

　（2）イベント時のＰＲパネル　計３基

　　　１）用件

（ア）サイズはＡ１サイズとすること

　　　　　　　（イ）自立式とすること（自立させる資機材との併用も可）

　　　　　　　（ウ）当日やすらぎ堤において、ＶＲを用いたコンテンツが体感できることを周知できる内容とすること

　　　　③当日のサポート体制

　　　　　ＶＲの操作について熟知したスタッフを2名/日用意すること。

　　　　　なお、業務時間は9時～18時を予定している。

（４）保守管理・その他不付随業務

　　　その他本業務の遂行、及び業務の目的を達成するために必要な下記事項を実施する。

　　　①完成後に必要となる運用・保守管理のマニュアルの作成。

　　　②本市がＰＲのために制作するチラシやパンフレット等に使用可能な、メインビジュアルや画像データの作成。

**７　留意事項等**

(１)委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(２)受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。

(３)委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(４)委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、市が保有する個人情報として新潟市個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

（５）本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、甲の指示に従うものとする。

**８　貸与品**

甲乙協議の上、本業務において必要があると認められた資料等で、甲より貸与が可能であるものについては、甲は乙にこれを貸与するものとする。その際、借用期限等についても十分な協議を行うこととする。

　　　なお、国土交通省が作成した動画コンテンツのほか、保有・公開している資料等については、所要の手続きを経たうえで借用を受けられる見込みである。

**９　成果品**

（１）納入する成果品は以下のとおりとし、仕様は甲乙協議のうえ、甲の指示に従うものとする。また、納入先は新潟市土木部土木総務課とする（再掲含む）。

　　　　①　ＨＭＤ（上記要件を満たすもの）　　　　　　　　　　　　　　5基

　　　　②　段ボール製のオリジナルＶＲゴーグル　　　　　　　　　　　　3,000個

　　　　③　ＶＲコンテンツのMPEG4形式ファイルが格納された光ディスク　 3枚

　　　　④　ＨＭＤを稼働させるために必要な機材・備品一式　　　　　　　1式

　　　　⑤　ＶＲコンテンツをＰＲするためのＰＲパネル　　　　　　　　　3基

　　　　⑥　事業実績報告書・運用・保守管理マニュアル　　　　　　　　　1式

　（２）成果品の納期は、履行期限までとする。ただし、納期前においても緊急に提出の必要性が生じた成果品等は、甲乙協議のうえ、甲の指示に従うものとする。

（３）成果品については、作成されたコンテンツ等の著作権を含め全て甲に帰属し、乙は甲の許可なしにこれを他に公表、貸与、使用してはならない。